

風摩：『北条五代記』「関東の乱波智略の事」について

KAZAMA: on “On Mercenary’s Ingenuity in the Kanto Area”
in “HOJOGODAIKI”

下 沢 敦*
Atsushi Shimosawa

要約

『北条五代記』「関東の乱波智略の事」に登場する容貌魁偉な風摩が率いた一党の性格如何の考察。まず、原典を引用し、現代語訳文を付した。記事中の「悪盗」の語と、室町時代後期の辞典『節用集』の「悪党」の項から、風摩一党を悪党集団と推定したが、当時乱波と呼ばれた風摩一党を旧来の悪党の語で括るのは疑問である。そこで、検討を加えた結果、当時の乱波と透波は、同一・共通の実体を指し示す語であり、その実体とは悪党であったことなどを推定できた。風摩一党は、戦国大名後北条氏に扶持され、夜間奇襲攻撃中心のゲリラや間諜として、戦国末期社会に文字通り暗躍していたが、風摩一党の智略に関する挿話が、実は、『太平記』にそのまま出ている所から、旧来の悪党集団と本質的に異ならないことを指摘し、風摩一党が夜討に伴う分捕・乱捕等の略奪行為を本領とした点で、山賊・海賊・強盗と同様の略奪者集団であり、悪党に他ならなかったと結論した。

キーワード：風摩の一党

*基礎教養科目担当

目 次

- I 『北条五代記』の中の風摩一党
- II 風摩一党とはどのような性格の集団か
- III 乱波と透波
- IV 風摩一党の智略の程
- V 終わりに

I 『北条五代記』の中の風摩一党

戦国期に、関東地方に覇を唱えた戦国大名の雄の一つ、後北条氏の時代の逸話集である『北条五代記』所収の「関東の乱波智路の事」の記事の中に、「二百人の中に有てかくれなき大男、長七尺二寸、手足の筋骨あら〜敷、こゝかしこに村こぶ有て、眼はさかさまにさけ、黒髭にて、口脇両（小稿では、「脇両」を「両脇」とする理解に従う）へ広くさけ、きば四つ外へ出たり。かしらは福祿寿に似て、鼻たかし。声を高く出せば、五十町聞え、ひきくいだせば、からびたるこえにて幽なり。」と、些か常人離れのした形容をされている「乱波の大將」で、「風摩」と呼ばれる容貌魁偉な怪人物に率いられた、総勢二百人から成る乱波の一党が登場する。この『北条五代記』の著者は、後北条氏の譜代の家臣であった三浦浄心（在俗時の本名は、三浦五郎左衛門尉茂正。一五六五〜一六四四）で、本書は、寛永十八年（一六四一）の刊記のある板本があるので、近世初頭の成立である。小稿では、第二期戦国史料叢書1『北条史料集』（人物往来社）所収の『北条五代記』に依拠することとするが、この風摩なる首領に率いられた乱波の一党を「風摩一党」と呼ぶこととし、風摩一党の性格如何についての若干の考察を試みることを主眼とする。なお、『北条史料集』所収の『北条五代記』には、「関東の乱波智路の事」との見出しが出ているが、小稿では、便宜上、これを「関東の乱波智略の事」と読み改めることにする。ところで、日本合戦騒動叢書の一冊である現代語訳『北条五代記』（勉誠出版）所収の「関東の乱波知略の事」におけるように、この乱波の一党の首領格の風摩を「風魔」の字に置き換えて表わす場合もあり、また、「ふうま」の読みをこれに当てる場合も少なくないが、筆者は、『北条史料集』所収の『北条五代記』での用字である風摩の表記の方を重視し、小稿では、専ら風摩の字を用いて表記することとし、『北条史料集』の注に従って、「かざま」の読みをこれに当てることにする。

さて、『北条五代記』所収の「関東の乱波智路（智略）の事」を全文引用すれば、次の通りである。ただし、『北条史料集』所収本にある振り仮名・注記号・傍注等を一切省略し、全体の体裁、一部の字の字体を改めるなど、種々の変更を加えた。

見しは昔、関東諸国みだれ、弓箭を取てやむ事なし。然ば其比、らつぱと云くせ者お

ほく有し。これらの者、盗人にて、又盗人にもあらざる、心かしこくけなげにて、横道なる者共也。或文に乱波と記せり。但正字おぼつかなし。俗にはらつばといふ。され共此者を国大名衆扶持し給ひぬ。是はいかなる子細ぞといへば、此乱波、我国に有盗人をよく穿鑿し、尋出して首を切、をのれは他国へ忍び入、山賊・海賊・夜討・強盗して物取事が上手也。才智に有て、謀計調略をめぐらす事、凡慮に及ばず。古語に、偽ても賢をまなばんを賢とすといへり。されば智者と盗人の相おなじ事也。舍利弗も智恵をもつてぬすみをよくせられけると、古き文に見えたり。乱波と号す、道の品こそかはれ、武士の智謀計策をめぐらし、他国を切て取も又おなじ。扱又載淵と云者盗人也。陸機と云者舟に乗、長安へ参る時、淵はかりごとをめぐらし、陸機が舟のうちを盗みとらんとす。陸がいはいく「汝が器用才覚にては、高位にもすゝむべき人なり。何とて盗みするや」と云時、淵つるぎをなげすて、盗の心をあらためける。帝聞めし「志をひるがへす事切也」と、ほうび有て、めしあげて將軍になし給ひぬ。是をおもふに、誠に関東のらつばが智恵にては、神仏とならんも安かるべし。大人にもならず、財宝をもたくはへず、盗人業をえたるこそ、をろかなれ。然に、北条左京大夫平氏直は、関八州に威をふるひ、隣国皆敵たるによて、たゝかひやん事なし。武田四郎源勝頼・同太郎信勝父子、天正九年の秋、信濃・甲斐・駿河三ヶ国の勢をもよほし、駿河三枚ばしへ打出、黄瀬川の難所をへだて、諸勢は浮嶋が原に陣どる。氏直も関八州の軍兵を卒し、伊豆のはつねが原・三嶋に陣をはる。氏直乱波二百人扶持し給ふ中に、一の悪者有。かれが名を風摩と云。たとへば西天竺九十六人の中、一のくせ者を外道といへるがごとし。此風摩が同類の中、四頭あり。山海の両賊、強竊の二盗是なり。山海の両賊は山川に達し、強盗はかたき所を押破て入、竊盗はほそる盗人と名付、忍びが上手。此四盗ら、夜討をもて第一とす。此二百人の徒党、四手に分て、雨の降夜もふらぬ夜も、風の吹よも吹ぬ夜も、黄瀬川の大河を物共せず打渡て、勝頼の陣場へ夜々に忍び入て、人を生捕、つなぎ馬の綱を切、はだせにて乗、かたはらへ夜討して分捕・乱捕し、あまつさへ爰かしこへ火をかけ、四方八方へ味方にまなんで紛れ入て鬨音をあぐれば、惣陣さはぎ動揺し、ものゝぐ一りやうに二三人取付、わがよ人よと引あひ、あはてふためきはしり出るといへ共、前後にまよひ、味方のむかふを敵ぞとおもひ、討つうたれつ、火をちらし、算を乱して、半死半生にたゝかひ、夜明て首を実檢すれば、皆同士軍して、被官が主をうち、子が親の首を取、あまりの面目なさに、髻をきり、さまをかへ、高野の嶺にのぼる人こそおほかりけれ。扱又其外に、もとゆい切、十人計かたはらにかくれ、こぞり居たりしが「かくても生がひ有べからず。腹を切らん」といふ所に、一人すゝみて云けるは「我々死たり共、主を討親を殺す其むくひを謝せずんば、五逆八逆の罪のがるべからず。二百人の悪盗を、いづれを分て、かたきせんや。風摩は乱波の大將也。命を捨ば、かれを討共安かるべし。今宵も夜討に来るべし。かれらが来る道に待て、ちりくゝに成てにぐる時、其中へ紛れ

入、行末は、皆一所に集るべし。それ風摩は二百人の中に有てかくれなき大男、長七尺二寸、手足の筋骨あら〜敷、こゝかしこに村こぶ有て、眼はさかさまにさけ、黒髭にて、口脇両へ広くさけ、きば四つ外へ出たり。かしらは福祿寿に似て、鼻たかし。声を高く出せば、五十町聞え、ひきくいだせば、からびたるこえにて幽なり。見まがふ事はなきぞとよ。其時風摩を見出し、むずとくんでさしちがへ、今生の本望を達し、会稽の恥辱すゝぎ、亡君亡親へ黄泉のうつたいにせん」と、かれらが来る道筋に、十人心ざしを一つにして、草にふしてぞ待にける。風摩例の夜討して、散々に成てにぐる時、十人の者共其中へまぎれ入、行末は二百人みな一所に集たり。然ば、夜討強盗して帰る時、立すぐり・居すぐりといふ事あり。明松をともし、約束の声を出し、諸人同時にぞつと立、颯と居る。是は敵まぎれ入たるをえり出さんための謀なり。然に件の立すぐり・居すぐりをしける所に、紛れ入たる十人の者、あえて此義をしらず、えり出され、みなうたれけるこそふびんなれ。夜々の事なれば、勝頼の諸勢是にくたびれ、夜明ければ、よろひをぬぎすて昼ねしける所に、なま才覚なるものいひけるは「いかにや人々、兵野にふせば、とぶ鷹つらをみだす、といへる、兵書の言葉を知給はずや。爰の山陰かしこの野辺に、鷹の飛びだるゝをば見給はぬか。風摩が忍び、乱波が草にふしたるよ」とよびめぐれば、「すはや心得たり。遁すな討とれ」とて、惣陣騒ぎ動乱しける。馳向て是を見るに、人一人もなし。くるれば馬にくらをきひかへ、弓に矢をはげ、鉄炮に火繩をはさみ、干戈を枕とし、甲冑をしとねとし、秋三月長夜をあかしかね「うらめしの風摩が忍びや。あらつらの、らつぱが夜討や」といひし事、天正十八寅の年まで有つるが、今は国おさまり目出度御代なれば、風摩がうはさ、乱波が名さへ、関東にうせはてたり⁽¹⁾。

前記した日本合戦騒動叢書の現代語訳『北条五代記』所収の「関東の乱波知略の事」の現代語訳文を全文引用すれば、大体次の通りである。ただし、振り仮名等を全て省略し、全体の体裁、一部の字の字体を改めるなど、種々の変更を加えた。注記は、概ね残した。

見しは昔、関東諸国は乱れ、弓矢を取って、戦いも止む時がなかった。だから、その頃、らっぱというくせ者が多くいた。これらの者は盗人であってまた盗人でもなく、心賢く勇ましく、邪道の者どもである。ある文には乱波と記してある。ただし、正字ははつきりしない。俗にはらっぱと言う。けれども、この者を国大名衆は扶持した。これは、どのような理由かという、この乱波は、自分の国にいる盗人をよく穿鑿し、尋ね出して首を切り、己は他国へ忍び入り、山賊・海賊・夜討ち・強盗して物を取ることが上手である。才知があつて、謀計調略を巡らすこと、普通の考えでは及ばない。古い言葉に、偽つても賢いのを学ぼうとするのを賢いとするとある。だから、知者と盗人は同じである。舍利弗（*釈迦十大弟子の一人）も知恵を働かせて盗みをよくなさつたと、古い文に見えている。乱波と号し、道の種類は変わるが、武士が知略計策を巡らし、他国を切り取るのもまた同じである。

さてまた、戴淵という者は盗人である。陸機という者が船に乗り、長安へ行く時、淵が謀を廻らし、陸機の船の中の物を盗み取ろうとした。陸が言うことには、「汝ほどの器用才覚ならば、高位にも進むことのできる人である。どうして盗みをするのか」と言う時、淵は剣を投げ捨てて、盗人の心を改めた。帝が聞こし召し、「志を翻すことは一途である」と褒美があって、召し上げて將軍となされた。これから考えると、本当に関東の乱波の知恵があれば、神仏となることも簡単であろう。立派な人間にもならず、財宝も蓄えず、盗人の技を得たのは、愚かである。

さて、北条左京大夫平氏直は、関八州に威を振るい、隣国は皆敵であったので、戦いが止むことがなかった。武田四郎源勝頼・同太郎信勝父子は天正九年（一五八一、正しくは七年）の秋、信濃・甲斐・駿河の三箇国の軍勢を催して、駿河三枚橋へ打ち出で、黄瀬川の難所を隔てて、諸勢は浮島が原に陣取る。氏直も関八州の軍兵を率い、伊豆の初音が原・三島に陣を張る。氏直は乱波二百人を扶持なさっていたが、その中に、一番の悪者がいた。彼の名を風魔という。たとえば、西天竺九十六人の中、一のくせ者を外道というがごとくである。この風魔の仲間の中に、四人の盗人がいた。山・海の二人の賊、強・竊の二人の盗人である。山賊・海賊は山川に詳しく、強盗は難しい所を押し破って入り、竊盗はほそる盗人と名付け、忍びが上手である。この四盗らは、夜討ちを第一とする。この二百人の徒党が、四手に分かれて、雨の降る夜も降らない夜も、風の吹く夜も吹かない夜も、黄瀬川の大河を物ともせず打ち渡って、勝頼の陣場へ毎夜忍び入り、人を生け捕り、つなぎ馬の綱を切り、裸馬に乗り、近くに夜討ちして分捕・乱捕し、その上ここかしこに火をかけ、四方八方へ味方のふりをして紛れ込み、鬨の声を上げるので、総陣は騒ぎ動揺し、物具一領に二三人が取り付き、我が物よ、人の物よと引き合い、慌てふためいて走り出すが、前後に迷い、味方が向かってくるのを敵かと思い、討ち討たれ、火を散らし、算を乱して、半死半生になるまで戦い、夜が明けて首実検すると、皆同士軍して、被官が主を討ち、子が親の首を取る。あまりの面目なさに、もとどりを切り、様を変え、高野の峰に登る人が多かった。

さてまた、その外に、もとゆい切り、十人ばかりが傍らに隠れ、集まっていたが、「このようになって、生き甲斐はないだろう。腹を切ろう」というところに、一人が進み出て言ったことには、「我々が死んだとしても、主を討ち、親を殺したその報いを取り除かなければ、五逆八逆の罪は逃れることができない。二百人の悪盗の誰を特に敵としようか。風魔は乱波の大將である。命を捨てれば、彼を討つこともたやすいだろう。今夜も夜討ちに来るであろう。彼らが来る道で待って、散り散りになって逃げる時に、その中へ紛れ込み、後で皆一緒に集まろう。それ、風魔は二百人の中であって、隠れない大男、丈七尺二寸、手足の筋骨は荒々しく、ここかしこにむら瘤があって、眼は逆さまに裂け、黒髭で、口は両わきへ広く裂け、牙を四本外へ出している。頭は福祿寿に似て、

鼻は高い。声を高く出せば、五十町に聞こえ、低く出せば、しわがれた声でかすかである。見間違えることはないぞ。その時、風魔を見つけ、むずと組んで差し違え、今生の本望を達し、会稽の恥辱を雪ぎ、亡君亡親に対する黄泉での訴えにしよう」と、彼らの来る道筋に、十人が志を一つにして、草に伏して待っていた。風魔が例の夜討ちをして、散り散りになって逃げる時、十人の者どもはその中へ紛れ込み、最後は二百人皆一緒に集まった。さて、夜討ち強盗して帰る時、立ちすぐり、居すぐりということがある。松明をともし、約束の声を出して、諸人同時にさっと立ち、さっと座る。これは敵を選び出すための謀である。そこで、この立ちすぐり、居すぐりをしたところ、紛れ込んだ十人の者は、まったくこれを知らず、選び出され、皆討たれたのは、不憫なことであった。

毎夜のことであるから、勝頼の諸軍勢はこれにくたびれ、夜が明けると、鎧を脱ぎ捨てて昼寝をしていたところ、なま才覚の者が言ったことには、「どうした、方々よ。兵が野に伏せば飛ぶ雁が列を乱すという兵書の言葉を御存知ないか。ここの山、あそこの野辺に、雁が飛び乱れているのを、御覧になれないか。風魔が忍び、乱波が草に伏しているぞ」と呼び廻ったので、「それ心得た。逃すな討ち取れ」と言って、総陣騒ぎ動乱した。馳せ向かって見ると、人は一人もいない。日が暮れると、馬に鞍を置いて控え、弓に矢をはげ、鉄砲に火縄をはさみ、干戈（武器）を枕とし、甲冑を敷物とし、秋の三月の夜長を明かしかね、「恨めしい風魔の忍びよ。ああつらい、乱波の夜討ちよ」と言った。そういうことは、天正十八寅の年（一五九〇）まであったが、今は国が治まり、めでたい世であるから、風魔のうわさ、乱波の名さえ、関東では失せ果てた⁽²⁾。

以上に掲出した『北条五代記』所収の「関東の乱波智略の事」及びその現代語訳文により、『北条五代記』に伝えられている範囲内での風摩一党の全容は、ほぼ明らかになったことと思う。

II 風摩一党とはどのような性格の集団か

本節では、先ず最初に、『北条五代記』所収の「関東の乱波智略の事」の記事の中で、「それ風摩は二百人の中に有てかくれなき大男、長七尺二寸、手足の筋骨あら〜敷、こゝかしこに村こぶ有て、眼はさかさまにさけ、黒髭にて、口脇両へ広くさけ、きば四つ外へ出たり。」云々と、些か人間離れのした非現実的な描写をされている、極めて容貌魁偉な風摩と呼ばれる巨漢の「乱波の大將」が率いた、総勢二百人から成る風摩一党の基本的な性格は、抑もどのようなものであったのか、少し考えてみたい。先ず第一に、この記事の中で、風摩一党を構成する「盗人にて、又盗人にもあらざる」乱波が、別に、「二百人の悪盗」とも書き表わされている所に注意したい。風摩一党は、悪盗の集団であった。悪盗という特徴のある語は、実は、戦国期の分国法その他の室町時代後期の史料の中には、しばしば現

われて来る言葉であった。差し当たり、これを字面通りに、「悪い盗人」、或いは、「極悪な盗人」や、「凶悪な盗人」の意味に解釈するのが無難と思われるが、そのように解釈する限りは、風摩一党もまた、極悪で凶悪な盗人の集団に他ならなかったと想像される。それから、室町時代後期以降の代表的な辞典である『節用集』（小稿では、主として早大本及び弘治二年本に拠った）の中の「悪党」の項では、「或作悪盗」と付記されている⁽³⁾ことを照らし合わせると、風摩一党が、実質上は、悪党の集団であったと考えることは、十分に可能になって来ると思われる。第二に、『北条五代記』の著者の三浦浄心は、同じ「関東の乱波智略の事」の記事の中で、戦国期当時の関東地方にはびこっていた乱波について、「山賊・海賊・夜討・強盗して物取事が上手也。」と述べ、関東の乱波が最も得手としていた4つの犯罪行為（山賊・海賊・夜討・強盗）を列挙しているが、同じ記事中の後の所では、「此風摩が同類の中、四頭あり。山海の両賊、強竊の二盗是なり。山海の両賊は山川に達し、強盗はかたき所を押破て入、竊盗はほそる盗人と名付、忍びが上手。」とも記しており、些か抽象的に、山賊・海賊・強盗・窃盗を列挙して、風摩の同類の内に、山賊・海賊・強盗・窃盗が含まれていたことを指摘し、「此四盗ら、夜討をもて第一とす。」と締め括っている。そこに列挙されている5種類の犯罪行為の中で、窃盗を除く山賊・海賊・強盗・夜討の4つは、同じ記事の初めの方で、関東の乱波の十八番として列挙されている4つの犯罪行為（山賊・海賊・夜討・強盗）に丁度重なっている。しかし、そればかりでなく、その上に、風摩の同類が能くした犯罪として列挙されている5つの犯罪行為の内の4つまでは、中世前期——鎌倉時代——・中世中期——室町時代——以来、武家社会に限らず、広く一般社会に行き渡り、ほぼ完全に定着していたと考えられる「悪党」の慣行的な呼び替えの定型的表現形式（夜討・強盗・山賊・海賊）⁽⁴⁾にも、丁度よく当て嵌まっている。そこで、彼此考え合わせれば、「乱波の大將」風摩の率いる総勢二百人から成る乱波の徒党——小稿では、風摩一党と呼んでいるが——は、詮ずる所、戦国期、関東地方を舞台に威を揮った獰悪な悪党の集団に他ならなかったことが了解されよう。

しかし、風摩の率いる総勢二百人からの獰悪なこの悪党集団には、単なる悪党（悪盗）集団と言うだけでは説明し切れない別の側面が確かにあった。つまり、風摩一党は、戦国大名後北条氏に召し抱えられ、後北条氏により扶持され、後北条家に属する傭兵集団と呼び得るような一面を持っていたのである。『北条五代記』の「関東の乱波智略の事」の記事の中には、関東の乱波について、「され共此者を国大名衆扶持し給ひぬ。」との言及があるから、当時関東地方において何程かの勢力を張っていた何れの戦国大名でも、後北条氏の場合と同様に、傭兵集団のような悪党集団を召し抱え、扶持していたことは、容易に推測できるであろう。同じ記事では、それに続けて、「此乱波、我国に有盗人をよく穿鑿し、尋出して首を切、をのれは他国へ忍び入、山賊・海賊・夜討・強盗して物取事が上手也。才智に有て、謀計調略をめぐらす事、凡慮に及ばず。」と説かれているが、この記事の記載

に明らかにされている戦国期当時の関東の乱波の実態に照らして考えれば、風摩の率いた悪党集団は、後北条氏の領国内においては、自分らの仲間内には属さない他の盗賊(悪党)を探索し、見付け出してはこれを捕え、処刑するという嫌われ仕事に従事していたが、その一方で、この記事の後半の部分に記されている戦国大名の雄武田氏との争いの場合に顕著に伺われるように、他国(敵国或いは敵地。敵国との間で争奪の的になっている境目の地を含む。例えば、天正年間に、後北条氏と武田氏との間で熾烈な争奪戦が繰り広げられた、「三枚ばし」として記事中に出ている駿河国東部の沼津などは、境目の地の一つと言える。)に潜入しては、敵最前線の背後を突き、敵陣の夜間奇襲攻撃や敵地の後方攪乱目的の夜討を繰り返し、分捕・乱捕といった略奪行為、その他の盗賊行為を重ねていたのであり、そのような非正規なゲリラ的活動の反復によって、後北条氏以外の敵戦国大名の領国統治及び領国経営を少しく脅かし、その作戦展開を少しく阻害していたことと推測される。恐らく、風摩一党は、後北条氏領国内にはびこる盗賊(悪党)の内、自集団に属する仲間以外の他の盗賊を自分らの手で逮捕し、処刑するという嫌われ仕事の業務に携わることによって、自分ら自身が重ねて来た過去の盗賊行為の罪状を不問に付され、それを免ぜられると共に、機会を狙っては進出して来る敵大名軍の先鋒・先陣に対しては、夜討のような不意打ちの夜間奇襲攻撃を連夜のように繰り返し仕掛け、日の当たらぬ闇に閉ざされた時間に、不意打ちと言う非正規軍ゲリラ兵特有の汚い戦法を使って着実な戦果を上げ、僅かずつでも確実に敵兵力を殺ぐことにより、後北条氏の信頼を勝ち得、後北条家により召し抱えられ、扶持されることが叶っていたのであろう。

同じく『北条五代記』所収の「昔矢軍の事」の記事の一部や、同書の「物見の武者ほまれ有事」の冒頭部分を見れば、風摩一党の持っていた傭兵的な側面や、非正規軍ゲリラ兵的性格を一層よく伺い得ると思う。次に、各記事の中の関連箇所だけを引用する。(やはり『北条史料集』所収本に拠るが、種々変更を加えた。)

先ず、『北条五代記』「昔矢軍の事」には、次のような記述部分がある。

(前略)

天正七年の秋、武田勝頼、伊豆の国に向て進発し、浮嶋原・三枚橋に陣す。北条氏直も出馬し、伊豆の国はつねが原・三嶋にはたを立、対陣を張て、さかひをへだて、いどみたゝかふ。日も暮れば、先手の者、敵陣へ夜討をもよほす。其比は、其国々の案内をよく知、心横道なるくせ者おほかりし。此名を乱波と名付、国大名衆扶持し給へり。夜討の時はかれらを先立れば、知ぬ所へ行に、灯を取て夜る行がごとく、道に迷はず。足軽共五十も百も、二百も三百も伴ひ、敵国へ忍び入て、或時は夜討分捕高名し、或時は境目へ行、藪原草村の中に隠れ居て毎夜敵をうかゞひ、何事にもあはざれば、暁がた敵にしらせず帰りぬ。是をかまり共、しのび共、くさとも名付たり。「過し夜はしのびに行、今朝はくさより帰りたる」などゝいひし。其くさ・忍びと云正字をしらず。或文に、竊

盗は夜るのぬす人、忍びが上手、と注せり。又竊盗の二字をしのびとよむ故の名なるか。扱又くさと云字を察するに、此等の士卒夜中に境目へ行、昼も草に臥て敵をはかる、是を草臥ともいひつれば、下略して草と名付たるにや。然ば草と云字を書べき歟。今の時代沙汰なき言葉なれば記し侍る。

(後略)⁽⁵⁾

この引用部分に対応する日本合戦騒動叢書本現代語訳『北条五代記』「昔矢軍の事」の記事の現代語訳文を掲げて、参考に供する。(やはり種々変更を加えた。)

(前略)

天正七年(一五七九)の秋、武田勝頼が伊豆国に向けて進発し、浮島が原、三枚橋に陣する。北条氏直も出馬し、伊豆国初音が原、三島に旗を立て、対陣を張って、国境を隔てて挑み戦う。日も暮れたので、先手の者が、敵陣へ夜討ちを行う。その頃は、その国々の案内をよく知り、心横着な曲者が多かった。これを乱波と名付け、国大名衆は扶持なさった。夜討ちの時は彼らを先立てると、知らない所に行くのに灯火を持って夜行くがごとく、道に迷わない。足軽どもを五十も百も、二百も三百もともない、敵国へ忍び込んで、ある時は夜討ち、分捕の功名をし、ある時は境目へ行き、藪原、草むらの中に隠れて毎夜敵を窺い、何事にも出合わないと、暁方、敵に知られず帰る。これを、「かまり」とも、「しのび」とも、「くさ」とも名づけた。「昨夜はしのびに行き、今朝はくさから帰る」などと言った。その「くさ」、「しのび」という正字を知らない。ある文に、窃盗は夜の盗人、しのびが上手と注してある。また窃盗の二字を「しのび」と呼ぶゆえの名であろうか。さてまた、「くさ」という字を考えると、これらの士卒は夜中に境目へ行き、昼も草に伏して、敵を謀り、これを草に伏すとも言ったので、下を略して「くさ」と名付けたのであろうか。だから、草という字を書くべきか。今の時代、あまり使われない言葉なので、記しておきます。

(後略)⁽⁶⁾

一方、『北条五代記』「物見の武者ほまれ有事」の冒頭部分は、次のように始まっている。(やはり『北条史料集』所収本に拠るが、種々変更を加えた。)

聞しは昔、或老士物語せられしは、われ小田原北条家に有て、数度の軍にあひたり。然ば敵味方対陣の時に至て、物見にさゝるゝ人は、先もつて、馬に鍛練し、其所の案内をしり、功者を専とす。物見の武者、境目へ乗出、其日の気色を見合せ、さかひをこえ、高き所へ乗上、敵の軍旗をはかり、急ぎ帰陣す。されば大將軍出馬し、対陣をはる時は、敵もみかたも、前手の役として、夜に入ば足軽共境目へ行、草に臥て、敵をうかゞひ、あかつきには帰る。是を草共忍び共名付たり。夜るの草屋まで残る事有。是を知らず、物見の武者、さかひ目を過る時、彼草おこつて、帰路を取きりうたんとす。其節に至ては、馬達者を力とし、野へも山へも乗上、はせ過る事、兼て案の内になくは叶ひがたし。

(後略)⁽⁷⁾

これに対応する日本合戦騒動叢書本現代語訳『北条五代記』「物見の武者が誉れ有る事」の冒頭部分の現代語訳文は、次の通りである。(やはり種々変更を加えた。)

聞きしは昔、ある老士が物語りされたのは、「私は、小田原北条家にあつて数度の軍に遭つた。されば、敵味方対陣の時に至つて、物見に出される人は、まずもつて馬に鍛錬し、その場所の案内を知る功者を専らとする。物見の武者は、境目へ乗り出し、その日の様子を見て、境を越え、高い所へ登り、敵の軍旗を調べ、急いで帰陣する。それゆえ、大將軍が出馬し、対陣を張る時は、敵も味方も前手の役として、夜に入れば足軽どもが境目に行き、草に伏して敵を窺い、暁には帰る。これを、草とも忍びとも名付けた。夜の草が昼まで残ることがある。これを知らず、物見の武者が境目を過ぎる時、かの草が起こつて、帰路を取り切つて、討とうとする。その時には、馬達者を力とし、野へも山へも乗り上げ、馳せ過ぎることになるが、それは、前もつてよく知っていなければできない。(後略)」⁽⁸⁾

『北条五代記』「昔矢軍の事」の記事の中で、「其比は、其国々の案内をよく知、心横道なるくせ者おほかりし。此名を乱波と名付、国大名衆扶持し給へり。」と書かれている部分は、「関東の乱波智略の事」での言及と同趣旨であり、国大名衆による乱波扶持の事実を確認できる。それに続く「夜討の時はかれらを先立れば、知ぬ所へ行に、灯を取て夜る行がごとく、道に迷はず。足軽共五十も百も、二百も三百も伴ひ、敵国へ忍び入て、或時は夜討分捕高名し、或時は境目へ行、藪原草村の中に隠れ居て毎夜敵をうかゞひ、何事にもあはざれば、暁がた敵にしらせず帰りぬ。」との記述こそは、戦国大名の雇われゲリラ兵である乱波の真骨頂をよく言い表わした部分と言えよう。このように、「心横道なるくせ者」揃いの悪党の集団が、後北条氏を始めとする戦国大名に雇われて、傭兵として使役される場合には、「くさ」とか、「かまり」とか、「しのび」とかと呼ばれ、しばしば足軽部隊を先導したり、足軽部隊を伴つて、丁度現代の斥候のような索敵・偵察任務や、夜討に代表される夜間奇襲攻撃任務に専ら従事することとなつたのである。これらの「くさ」・「かまり」・「しのび」といった傭兵の特殊任務を表わす用語に関しては、近世に成つた書物ではあるが、『武家名目抄』職名部三十四中の「忍物見<又称芝見カマリ物見>」の項の中に、『武家名目抄』の編著者による簡単な解説文が出ており、これらの用語の語源の考察にも、多少なりとも裨益する所があるように思われるので、次に掲出して置く。ただし、小稿では、新訂増補故実叢書本の『武家名目抄』(明治図書出版・吉川弘文館)を使用し、引用に際しては、漢字を現行の漢字に改め、割り注を< >内に収めて一行書きに改めるなど、種々の変更を加え、読み易くするために、文の区切りに斜線を入れた。

按忍物見は人にさとられざるを専要とし野にも伏し山にもいり或は柴原叢のうちに隠れ居て敵地の消息を窺得へき職掌なり／この所役は例の物見よりはしなくたりて大かたは

徒立のものゝうけ給はる事と見ゆくいはゆる物見足軽の類なり／これ潜行をむねとするか故なり／家々のならはしにて或はかまり物見又芝見とも草とも称せり／かまりはかまりにて事の便宜に随ひ或は人居の傍又は叢の中にもかゝまり伏さしむるよりのとなへにして芝といひ草といふも共に芝原草原にかゝまり隠るゝ意よりよひならへるなり／猶忍者の条を合せ考ふへし⁽⁹⁾

『武家名目抄』の編著者によるこの解説に従えば、乱波を抱え置く家々の習慣の違いによって、「くさ」と呼んだり、「かまり」と呼んだり、「しのび」と呼んだりしたので、呼称は様々あるが、何れにせよ、「人居の傍又は叢の中にもかゝまり伏さしむるよりのとなへにして」「芝原草原にかゝまり隠るゝ意よりよひならへる」ものであつて、何れも皆「人にさとられ」ずに「野にも伏し山にもいり或は柴原叢のうちに隠れ居て敵地の消息を窺得へき職掌」に属するもので、索敵、斥候、隠密裡の敵情視察の類の特殊任務に従事する者の呼称であつたことが了解されるのである。

更に、『武家名目抄』職名部三十四下の中にある「忍者〈又称間者諜者〉」の項にも、間諜・スパイとしての役割を果たした忍者についての説明を載せているが、内容的に「忍物見」の項と密接な関連性があり、参照する価値は十分にあると思われるので、ここで引用しておこう。（やはり新訂増補故実叢書本に拠り、種々変更を加えた。）

按忍者はいはゆる間諜なり／故に或は間者といひ又諜者とよふ／さて其役する所は他邦に潜行して敵の形勢を察し或は仮に敵中に随従して間隙を窺ひ其余敵城に入て火を放ち又刺客となりて人を殺すなとやうの事大かたこの忍かいたす所なり／物聞忍目付なといふも多くはこれか所役の一端なるへし／もとより正しき識掌にあらされは其人のしな定まれることもなし／庶士の列なるもあり足軽同心又は乱波透波程の者もありしとみゆ／京師に近き所にては伊賀国又は江州甲賀の地は地侍多き所なりければ応仁以後には各党をたてゝ日夜戦争を事とし竊賊強盗をもなせしよりおのつから間諜の術に長するもの多くいてきしかは大名諸家彼地侍をやしない置て忍の役に従はしむる事の常となりてより伊賀者甲賀者とよはるゝもの諸国にひろこりぬ／これ鋌炮組には多く根来者を用ふるたくひなり／古来間諜の術をなせしもの諸書に注する所少なからすといへとも其名目を載せざるは悉くこゝにもらせり／猶伊賀組根来組の条を合せ考ふへし⁽¹⁰⁾

引用した解説文の中に、「其余敵城に入て火を放ち又刺客となりて人を殺すなとやうの事大かたこの忍かいたす所なり」と書かれている所から、忍者が遂行していた任務は、単なる間諜（間者。スパイ）活動だけではなく、広く敵城への放火や、刺客になって暗殺を実行することまでもが含まれていたことが知られる。すると、忍者は、「他邦に潜行して敵の形勢を察し或は仮に敵中に随従して間隙を窺」うといった、通常想像されるような間諜・スパイ活動の他にも、敵味方の接し合う最前線（境目）または敵後方での索敵・斥候や威力偵察、敵陣に対する夜討のような夜間奇襲攻撃、更に敵方の後方攪乱、敵陣・敵城の放

火・破壊工作活動、果ては敵将の暗殺に至るまでの実に多岐に亙る特殊な作戦任務を帯びていたのであり、こうした多方面に亙る特殊な作戦任務を難なくこなし得るだけの実力と能力を備えていない者では、忍者の活動などは到底勤まらなかったものと思われる。

このこととの関連で、「もとより正しき識（小稿では、これを「職」と解する）掌にあらされは其人のしな定まれることもなし／庶士の列なるもあり足輕同心又は乱波透波程の者もありしとみゆ」と書かれているのも、無視できない点である。「もとより正しき職掌にあら」ずとの指摘は、忍者が戦国大名麾下の正規軍に属する正規兵（今日的意味におけるそれではないが）ではなく、戦国大名家に召し抱えられてはいるものの、間諜や密偵、或いは夜討などの夜間奇襲攻撃その他の不意打ちや敵城への放火や暗殺などの汚い嫌われ仕事を専ら担当する裏方的存在として、日陰や夜陰のように暗い色合いを多分に帯びていたことを端的に言い表わしていると思うが、その点では、特に「乱波透波程の者もありし」との指摘は、前掲「忍物見」の項の中の「この所役は例の物見よりはしなくたりて大かたは徒立のものゝうけ給はる事と見ゆ」との指摘と並んで無視できまい。前掲『北条五代記』「物見の武者ほまれ有事」の冒頭部分にも見られる通り、戦国大名後北条氏の家中では、（他の家中でも大同小異であったと思われるが）正規の物見とされていたのは、騎乗者であり、「例の物見」は、正規の武士階級に属していたが、それに対して、忍物見任務を遂行する忍者は、一段と格が低くなって、主として徒立ちの者であり、野武士や地侍（引用解説文中にも出ている有名な伊賀者・甲賀者などのレベル）、或いは、更に格が下がって、足輕クラス、果ては、文字通り最下級・最下等の階層に属する乱波透波程度の者から成っており、大抵は下層・底辺の者共から成り立っていたことが、こうした解説記事の記述から、よく伺われるのである。そして、伊賀者や甲賀者のような地侍レベルに属する者ですら、「応仁以後には各党をたてゝ日夜戦争を事とし竊賊強盗をもなせし」と言われる有様であったから、同じ忍者の内でも、更に下級で最底辺に位置した「乱波透波程の者」が、やはり、応仁以後、多分戦国期を通して、「党をたてゝ日夜戦争」したり、「竊賊強盗」を日常茶飯事としたりしていたことは、想像に難くない所と言うべきであろう。このような推測が無理なく成り立つことからしても、「乱波透波程の者」らは、概して盗賊に他ならず、有体可言えば、悪党として身を立てる者共に他ならなかったことが確認され得る。

こうして、以上にざっと眺めて来た所から、後北条氏に限らず、戦国大名諸氏が、野武士や地侍、更には、乱波・透波のように、一般社会からは盗賊・悪党と見られて排除されるような、ごく低い身分に属する者までをも、忍者・間諜として多数召し抱え、「くさ」・「かまり」・「しのび」等々種々の特殊任務・特殊工作に多用していたことが明らかになったと思う。駄目押しのために、ここで、「くさ」や「しのび」などの特殊任務と悪党とを強く関連付けて記している同時代史料の一つとして、弘治二年（一五五六）十一月末に、下総国の城主結城政勝によって制定された分国法「結城氏新法度」第二十七条の冒頭部分を見

ておこう。そこには、「草夜わさ、かやう之義ハ、あくとう其外走たつもの一筋ある物にて候、」と記されている⁽¹¹⁾。つまり、「結城氏新法度」の制定者とされる結城政勝は、この部分で、「くさ」やそれに類する「しのび」と言った「夜わさ」、言い換えれば、昼間・夜間の偵察・斥候任務などについては、それに適任・打って付けな悪党その他の、逃げ走るのが達者な者が、大抵はいるものだ、と言っているのである。古くは、中国の兵書『七書』の中で白眉とされる『孫子』においても、間諜を利用して敵情を探らせること（用間）は、敵に対して勝利を収めるための戦術の要諦であるとして非常に高く評価されていた程である⁽¹²⁾から、日本の戦国期の当時、国境を接する敵の戦国大名と日夜鏖を削っていた全国各地の戦国大名にとって、忍者や間諜を用いて敵情を探らせることは、ある意味で、最も当然の施策の一つであったとも言えよう。

III 乱波と透波

前節で述べた所に対しては、或いは疑問を抱かれる向きがあるかもしれない。<怪人物風摩の率いた乱波の一党が悪党の集団に他ならなかった事実を明らかにしたとは言うが、現に、『北条五代記』の著者三浦浄心を初めとする戦国末期の当時の人々が、風摩一党を「乱波」と呼び、風摩一党を乱波集団以外の何者でもないと見なしていた事実は、『北条五代記』の記述に徴して見ただけでも、余りに歴然としていて、動かし難い。同時代人から乱波と呼び慣わされていた風摩一党を、わざわざ「悪党」などという、長年の間に互って使い込まれ、完全に擦り切れ、古色蒼然とした陳腐な呼称を用いて、殊更らしく言い換えてみた所で、それが時代錯誤以外の何の役に立つと言うのか。同時代人の目から見れば、風摩一党などは、当時関東諸国に多数存在していた乱波の集団の一例に過ぎなかつただけの話ではないか。当時ありふれた乱波集団の一つに過ぎなかつた風摩一党を、敢えて殊更らしく、大時代に、悪党と呼び換えてみせるなどとは、全く意味のない無駄事ではない>、と。確かに、こうした批評は、尤もな所のある批評であり、少々耳が痛い。同時代人の語法に従い、乱波を乱波と呼べばそれで足り、透波を透波と呼べばそれで足りるはずである。思考経済の観点からしても、風摩一党を乱波集団の一つと捉えるのが至当であろう。しかしながら、筆者個人は、乱波集団の風摩一党を、敢えて悪党集団と性格規定することに、時代錯誤以外の如何なる意味も見出せないなどとは毛頭考えていない。抑も第一、戦国末期の当時、悪党との呼称が決して時代錯誤に当たらなかつたことは、同時代史料に徴して歴然としている。例えば、前節で引用した早大本及び弘治二年本『節用集』の中の「悪党」の項や、奇しくも同じ弘治二年制定と推定されている「結城氏新法度」の第二十七条の冒頭部分に見えているように、戦国末期の当時、「悪党」の語は、依然として現役の語彙の一つであり、現用の語彙の一つであったのであり、決して死語の領域に属するには至ってい

なかったのである。小稿の結論として、次節で述べる所と密接に関わる問題でもあるので、この点については、後述する所に委ねることとしたい。

ところで、前節での引用文の中でも出て来ていたように、乱波と透波とは、近世に成立した二次史料の中では、二つ並べて書き表わされる場合が少なくないように思われるが、この両者は、どのように重なり、どのように異なっていたのか。それが次なる疑問として浮かんで来るのではないかと思う。本節においては、この疑問点について、少し検討を試みたいが、『武家名目抄』職名部三十四下の「透波〈又称乱波突波〉」の項に、透波と乱波に関する『武家名目抄』の編著者による簡単な解説文が出ているので、早速、それを引用して参考に供したい。(やはり新訂増補故実叢書本に拠り、種々変更を加えた。)

按透波或は乱波といふ／これは常に忍を役するものゝ名称にして一種の賤人なり／たゝ忍とのみよへる中には庶士の内より役せらるゝもあれと透波とよはるゝ種類は大かた野武士強盗などの内よりよひ出されて扶持せらるゝものなり／されは間者かまり夜討などには殊に便あるか故に戦国のならひ大名諸家何れもこれを養置しとみゆ／透波よみてすつはとし乱波これをらつはと云／さて其名義は当時の諺に動静とゝのはす首尾符合せざる者をすつはといひ事の騒かしく隠ならぬをらつはといひしより起れるなるへし／今俗にとつはすつは又らつひなといふ詞のあるはこの遺言なり／さるはこの間諜に役せられ又夜討強盗のふるまひをなすものは人をあさむくか常なればおのつから起居正しからず狐疑の形状をあらはし言辞も首尾せざる事多かる故にかく名つけられしとみゆ／すつは業とは真実ならぬをいひすつはぬきとは猥りに刀剣などぬく事をいへるを思ふへし／透波乱波一種のものゝとなへなるは勿論なれとわけていはゝ関東にては大かた乱波と称し甲斐より以西の国々は透波とよひしとみえたり／尚本文によりて弁ふへし／いにしへ檢非違使庁にて放免といふをつかはれ平清盛国柄をとりし時禿を用ひ今の世目明などいふかあるはいつれもこの透波の類なり>⁽¹³⁾

引用した解説文の中で、「透波とよはるゝ種類は大かた野武士強盗などの内よりよひ出されて扶持せらるゝものなり／されは間者かまり夜討などには殊に便あるか故に戦国のならひ大名諸家何れもこれを養置しとみゆ」と記されている箇所は、内容的に見て、前節での「関東の乱波智略の事」の引用文中に現われていた戦国大名諸家による関東の乱波の扶持に関する言及の部分とほぼ完全に一致している。この事実は、殊更に「乱波」・「透波」と呼び分けている場合であっても、透波の実体は、凡そ乱波の実体と一致し、両概念は、それらが指し示す実体において、ほぼ完全に重なり合っていたのではないかとの推測を生じる所以とはなる。

語源的には、「さて其名義は当時の諺に動静とゝのはす首尾符合せざる者をすつはといひ事の騒かしく隠ならぬをらつはといひしより起れるなるへし」とか、「さるはこの間諜に役せられ又夜討強盗のふるまひをなすものは人をあさむくか常なればおのつから起居正しか

らす狐疑の形状をあらはし言辞も首尾せざる事多かる故にかく名つけられしとみゆ」とか、「すつは業とは真実ならぬをいひすつはぬきとは猥りに刀剣なとぬく事をいへるを思ふへし」云々との解説が並んでいるが、何れにしても、乱波と透波と（それに突波）の語源的な相違は、こうした短い簡略な解説文の中では、それ程明瞭な形では説き明かされてはいないと思われ、乱波及び透波の語（及び突波の語）に関する『武家名目抄』の編著者による語源説は、総じて今一つ要領を得ないように思われるのである。尤も、「すつはぬき」（すつば抜き）の由来については、「猥りに刀剣なとぬく事」と至極明快な説明が施されているから、現代人が読んで参考になる所が全然ないというわけではないが。

ただし、小稿での議論との関連で、一点だけ、特に留意すべき点がある。それは、上掲引用文中で「さて其名義は当時の諺に」云々と言われている「当時」とは、その前の解説部分に「戦国のならひ」云々との文言が出ている所から推して、戦国期を意味していると考えられる点である。従って、『武家名目抄』の編著者による解説文に信拠する限りは、「すつは」も、「らつは」も、共に戦国期の頃にその直接の起源を持つ語彙であり、中世においては、比較的新しく、室町時代後期から登場して来た言葉ではなかったかと考えられるのである。例えば、「ほぼ室町時代の後期の作と推定」されている前記早大本『節用集』を見ても、悪党の語は載っているが、透波の語も、乱波の語も、共に見当たらない。室町末期書写の弘治二年本『節用集』でも同様で、悪党の語と「水破」の語は載っているが、乱波の語は、やはり見当たらないのである。そこで、透波・乱波の歴史を戦国期以前にまで遠く遡って行くのは、不可能ではないとしても、相当困難なことなのではあるまいかと思われる。小稿では、『武家名目抄』の解説に従い、透波も、乱波も、共に室町時代後期或いは戦国期に入ってから後の新造語であるとする見方を採ることとしたい。

引用した解説文の中で、本節での議論との関係で筆者が最も重視したいのは、その後に出て来る、「透波乱波一種のものゝとなへなるは勿論」と述べられている部分である。この簡単明瞭な解説により、透波も、乱波も、実の所は、「一種のもの」であり、二語に共通する同一の実体を指し示すのに使用された用語であることが言明されていると考えられる。そして、前節で述べた所からすれば、両概念の指し示す同一の実体とは、どうやら悪党のことであるらしいと想像されるのである。

しかし、引用文では、その解説の直後に、「わけていはゝ関東にては大かた乱波と称し甲斐より以西の国々は透波とよひしとみえたり」と付言されているのを見落とすことはできない。透波も、乱波も、「一種のものゝとなへ」（共通する同一の実体の呼称）には違いないが、殊更に分けて言えば、関東地方では、「乱波」と称せられ、中部地方以西（甲斐国以西）の地方では、「透波」と呼ばれていた（と資料に出ている）、との説明が補足されているのである。つまり、『武家名目抄』の編著者は、<乱波にしても、透波にしても、共通する同一の実体を表わす地域的・地方的な呼称の違いに過ぎない>と述べているわけである

が、この所説は、小稿での筆者の議論にとっては、大層好都合な説と言えるとしても、果たしてそれが事実の正確な説明になっているのかどうかは、未だ明らかではない。そこで、次に、その点を少し検討してみたい。

まず、戦国期の当時において、共通する同一の実体——小稿では、それに悪党を措いて考えている——を指し示すのに、専ら乱波の呼称が行なわれていた地域を推定してみたいが、こちらは、至極容易なように思われる。乱波なる語が、関東地方を中心とする東日本の地域において専ら行なわれる悪党の呼称であったことは、何よりも先ず、既に何度か出て来ている『北条五代記』所収「関東の乱波智略の事」の見出しを一瞥するだけで、大方推測の付く所であると言えよう。上掲の付言の中で、乱波・透波は地方的な呼称の違いに過ぎない（と資料に出ている）と『武家名目抄』の編著者が主張しているのは、単に、『武家名目抄』の編著者が、21世紀の現在では完全に失われているが、過去には実在した一個の資料の記述を敷き写しにして、そう主張しているだけかもしれない。しかし、そうではなくて、無類無比の博覧強記を誇る『武家名目抄』の編著者が、種々の資料に当たって調査した結果を基に、諸資料に現われている所を総合的に判断すればそう結論できると断言している可能性もないとは言い切れない。前者の場合、『武家名目抄』の編著者は、その実在の一個の資料に記載されている事実を鵜呑みにし、それをそのまま『武家名目抄』の原稿上に複写しただけの話になり、遠い後世の現代人には、その真偽を改めて質す術がない以上、今となつては、最早、『武家名目抄』の編著者が現代人には未知の文献に基づいて説いているその所説を動かすのは難しい。反対に、後者の場合ならば、『武家名目抄』の編著者が目を通した種々様々な資料の中には、勿論、『北条五代記』所収「関東の乱波智略の事」の記事が含まれていたのであろうが、その記事の内容ばかりではなく、その見出しそのものの方も、当然の如く依拠資料の内に含まれていたものと想像される。繰り返しになるが、ここでは、明瞭に、「関東の乱波」と書き表わされているのである。

一方、当時の甲斐国以西の中部日本から西日本にかけての地方では、悪党を透波と呼称したと『武家名目抄』の編著者が主張している有力な根拠の一つは、恐らくは、甲斐国に本拠地を置いた戦国大名武田氏の歴史の集成である『甲陽軍鑑』の記事の中に、「すつは」「スツハ」の語が頻出する事実にあるのではないかと推測される。『武家名目抄』に抜書引用されている『甲陽軍鑑』及びその末書の記事を抜き出して孫引用すると、次のようである。（一応配列順に従ったが、やはり種々変更を加えた。）

甲陽軍鑑云く甲信さかひせさは合戦条く信濃の国よりかへ置給ふすつは七十人の内より卅人足手すくやかなる者えらひ出し妻子を人質にとり甘利備前に十人飯富兵部に十人板垣信形に十人右三十人の人質を三所にあつけきて其すつは卅人を村上方へ十人頼茂方へ十人小笠原方へ十人指越様子を見候て二人つゝ罷帰此方より出むかひ候侍に申わたすつは共ハ又敵地へ罷越候へと晴信公すつは共に直に仰付られ指越給ふ

又云く味方夜軍分別条>味方夜軍をせんに一あつくうつてうすく出る口伝有一嶮難をよく見る是に付てすつはの入所也但それはまへの事口伝

甲陽軍鑑末書云小山田スツハヲ幾人モツケ置昼ハ角取紙ノ割符ヲ以跡ヘツクル夜ハ帰来テツクル

又云夜軍ノ内ナラシ実儀ハ我侍大将ノ中ニテモ其人其忠ヲ見届スンハ知スヘカラス夜軍ノ謀漏レテ敵是ヲ知テ防カハ孫呉モイカテ利ヲ得ンヤ是味方滅亡ノ本也故ニトリノ備衆ヲ聚場ヲヨク考スツハヲ以テ見スルニ敵ノ陣取驕ル敵カ敵ノ摠軍大将ヲコナスカ能見届テ致ヘシ

又云敵推向ト聞ハ三者ヲ遣也一ニ間見二ニ見分三ニ見付也遠ク見ヲ間見ト云近ク伏テ見ヲ見分ト云敵ノ内ヘ入ヲ見付ト云見付ハ敵ノ一ツ言ヲ以ス何レモスツハ也⁽¹⁴⁾

『甲陽軍鑑』は、複数の著者により書き継がれ、近世に入ってから集成された歴史書であり、二次史料に過ぎず、その史料的価値については、兼ねてから疑問を呈されている書物の一つである。しかし、それを言うのならば、小稿で専ら依拠している基本資料——後北条氏の遺臣三浦浄心の著書である『北条五代記』所収「関東の乱波智略の事」の記事——にしても、所詮二次史料に過ぎず、戦国時代の同時代史料として見て、何処まで信憑性があるのか疑わしいとせざるを得まい。そこで、少なくとも小稿においては、これらの集成された歴史書については、どちらも二次史料として、等分の扱いをする方針を採りたいと思う。上掲『武家名目抄』所引の『甲陽軍鑑』の記事に従えば、「すつは」「スツハ」と呼ばれる存在が専ら従事していたのは、前節で紹介した「くさ」や「しのび」に相当する任務であることが伺われる。中には、一読して意味の通りにくい記事もかなりあるので、孫引用と言うこともあり、引用文に区切りを付けるのは省略したが、最後に引用されている一節などは、前節で触れた忍物見に関連し、特に参考になる所がある。そして、「くさ」や「しのび」を勤めていたのが主に「あくとう」と呼ばれる存在であったということは、これも前節で引用した「結城氏新法度」第二十七条の冒頭部分に明らかである。そこで、戦国期に武田氏の領国であった甲斐・信濃及び駿河国では、悪党として把握される実体が「すつは」「スツハ」と呼び慣わされていたことをほぼ推定できる。

また、よく知られている狂言は、やはり室町時代後期の歴史的資料とは呼べず、中世に起源を持つてはいても、概ね近世に入ってから文字に定着されて成立した文芸作品であるから、今ここで、初期の狂言台本を取り上げるとすれば、文学・芸能の世界に大きく踏み込んでしまうことになる。初期のものとはいえ、狂言台本には、戦国時代の同時代史料としての価値は、殆ど皆無である。しかし、初期の狂言台本の中の少なくとも一つ位は、この「すつは」なる呼称の問題に関連する参考資料程度には使えるのではないかと思われる。『狂言記・外五十番』巻五・六「女山立」がそれである。この狂言台本は、一般には、大蔵虎明本『狂言集』等に収められている「やせ松」の異名の方が寧ろよく知られているよう

であるが、『狂言記』所収の「女山立」と大蔵虎明本所収の「やせ松」とでは、登場人物の科白等、細部の違いが際立っている。何れにせよ、『狂言記』に出ている「女山立」の台本は、非常に簡略で短いものなので、今ここに全文を引用する。(新日本古典文学大系58『狂言記』(岩波書店)所収『狂言記・外五十番』の中の「女山立」に拠るが、勿論、種々変更を加え、登場人物の対話の区切り等に斜線を入れておいた。)

山立「この辺りに隠れもないすつばで御ざる、此ごろは仕合が悪い、今日は山立を致して仕合を直しませう、山立の習いで取りよいものを取つたがよい、むつかしいものをば取らぬやうにするが習いで御ざる、まづ此所にゐまして、よい取りものが通らば取らふ／女「わらはは此辺りの者でおじやる、山一つあちらに親を持つた、久しう見舞ひませぬ、今日は見舞に参らふ、ひさく〜便りもなし、案じて御ざらふ／山立「いや、女が何やら包みを持つて通る、これを取りませう、やい〜がつきめ／女「おそろしや、何者じや／山立「何者じや、おのれが持つた物、こちへおこせい／女「わらはが物をおこせい、やる事はならぬ／山立「憎いやつの、おこさずは仕やうがある、早うことばのあまいうちにおこせい／女「御政道の正しい御代に、あのすつばめ、やる事はならぬ／山立「それがしには山立を御免じや、おこしをれ／女「お免しの子細があるか／山立「なか〜、苦しうない書物がある／女「書物があらば読ふで聞かせい／山立「読ふで聞かせう、よふ聞け、雲の上の金藤左衛門山立の事、取りよいものをば取るべし、むつかしいものは通せ〜／女「やれやれ、わがまゝな事言ふ、これはわらはが物じや、やる事はならぬ／山立「おこさずは長刀で切つて捨てう／女「なるまい〜／山立「しかとおこさぬか／女「おんでもない事、ならぬ／山立「をのれ〜、打ち殺してやらふ／女「これは何事をしおるぞ、なふ悲しや／山立「どこへ、をのれ／<追い回して、女逃げてそのまゝすつばに取り付き、ねぢ合いて、長太刀取る、>／女「わらはを女と思ふとも、をのれ、男にまさらふぞ／山立「あゝ許せ〜／女「その刀もこちへおこせい／山立「これはやる事はならぬ／女「刀をおこさずば長太刀にのするぞ〜／山立「あゝ悲しや、助けい〜、やるぞ〜／女「まづわらはがさいて、をのれ、上着も脱いでおこしをれ／山立「もはや堪忍してくれい／女「ていどおこさぬか／山立「いや〜、やる〜、これ〜、その長太刀返せ／女「どこへ、をのれ、人の切りはじめに切つて捨てう／山立「あゝ悲しや、助けてくだされ〜／女「どこへ、やるまいぞ〜⁽¹⁵⁾

一読して明白なように、『狂言記』所収の狂言台本「女山立」では、先ず、一人の山立(山賊)が登場して、開口一番、「この辺りに隠れもないすつばで御ざる、」と自己紹介している。自称を含めて、山立が「すつば」とも呼ばれ得ることは、これにより明らかであろう。一方、この山立に狙いをつけられる、包みを持って偶々通り掛った一人の女の方も、曲中で、この山立を「あのすつばめ」と罵っている。更に、台本中程のト書に当たる部分の中でも、この山立を「すつば」と書き表わしてある。『狂言記』所収の「女山立」の筋立ては、

同工異曲の「やせ松」と比較して見ても、極めて単純なものであり、解説の必要もない程であるが、一応簡単に紹介しておく。最近獲物がなくて今日こそはと思っている一人の山立の目の前を、包みを持った一人の女が偶々通り掛かり、山立は、この女なら容易と見て、今日の獲物にしようと狙いをつけ、長刀を振り回して女を脅かす。持ち物をよこせと迫る山立の要求を女が断固拒絶すると、山立は、自分は山賊働きを許可する免状を貰っているなどと、いい加減な出任せを並べ立てる。しかし、それでも、女が持ち物を山立に渡すのを嫌がって逃げ回ると、山立がそれを追い回し、遂に両人の格闘になり、山立の得物の長刀の奪い合いになるが、結局女がこれを奪い取る。これによって、形勢が完全に逆転し、山立は、案に相違して、却って女に腰の物まで奪われ、身ぐるみはがれて、女に長刀で追い立てられる仕儀に至る。「女山立」の誕生である。

『狂言記』の成立は、遅くとも、元禄期と考えられているから、そこに収録されている狂言台本は、抜粋・梗概程度の至って簡略な形式に過ぎないとは言え、中世以来の狂言の古態を留めるものと言うことができよう。そして、『狂言記』所収の狂言台本の作者や役者は、凡そ京都・奈良を中心とする京畿地方で活動していたと推測されている⁽¹⁶⁾所からすれば、狂言台本「女山立」の中に登場する山立の言う「この辺り」が、実際には大体どの辺りに当たっていたのかは、容易に想像が付くことになる。とはいえ、勿論、全ては狂言台本の世界の中での出来事であるから、山立の言う「この辺り」が、実は、無何有の郷であったとしても、一向に差し支えは生じず、本曲の上演に何程の支障も来たさなことは確かである。しかし、先ず以て、山立の言う「この辺り」が、関東地方以東の何処かである可能性は極めて低い。その反対に、少なくとも甲斐国以西、延いては中部地方以西の何処かである可能性はずっと高くなり、この狂言の舞台の地が関西地方に近付くにつれて、山立の言う「この辺り」に該当する土地である可能性が次第に高まって行くと考えられる。取り分け、この狂言の舞台が畿内の何処か、殊に京都・奈良の近辺の何処かの山中に設定されている可能性は、極めて高くなって来る。こうした推測が成り立つことから推して、狂言自体が単なる虚構に過ぎず、極めて間接的で薄弱な根拠に基づく推測に留まるものとは言え、狂言台本「女山立」に登場する「すつば」は、『武家名目抄』の編著者の所説の間接的な補強証拠程度には証拠価値を持つのではないかと思われる。中世末期から『狂言記』所収の狂言台本が成立する近世初頭へ掛けての時期を実際に生き、中には、本曲を原初の形のままで鑑賞する機会を持ち得た人もいくらか交じていたかと考えられる関西地方の一般社会の人々の間には、山賊（延いては悪党）を公然と「すつば」と呼び表わすことを当然視する一種の社会常識的風潮が存在していたと考えてほぼ間違いないと思われる。

こうして見て来ると、結局、『武家名目抄』の編著者が述べている乱波・透波の両呼称の地域的偏り説は、疑問の余地がないまでに厳密に証明されたとは言えないが、概ね間違いない説と考えられる。本節を閉じるに当たり、一応暫定的にそう結論し、地域的偏り説

を一先ず妥当な所説として確認しておきたい。しかし、それよりも強調すべきは、やはり、乱波、透波と呼称の相違こそあれ、それが指し示す内容に照らして見れば、どちらも、その言葉の指し示している共通・同一の実体を持ち、即ちそれが悪党であったと考えられる点の方にこそあろうと思う。

IV 風摩一党の智略の程

『北条五代記』所収「関東の乱波智略の事」の記事を、ここでもう一度読み返して見ると、「関東の乱波」風摩一党の「智略」の程は、端的に言って、関東の乱波一般についての「才智に有て、謀計調略をめぐらす事、凡慮に及ばず。」との著者三浦浄心の評言において、最もよく表わされていると言えよう。より具体的には、黄瀬川河畔や富士山麓の浮島が原の辺りで、風摩一党が、出張っている武田勢の先陣に対して夜討の奇襲攻撃を繰り返し、略奪を重ね、多大の戦果を上げたという所に、風摩一党の智略の程が最も鮮明に現われていることも否定できない。しかし、もっと細かくなるが、より一層印象的な具体的叙述によって、風摩一党の智略の程を一種象徴的に表わしている精彩ある記述と言え、やはり何と言っても、風摩一党の夜討攻撃を受け、命からがら這々の体で逃れた武田側の十人の者が、せめて一党の首領風摩本人だけでも討ち取ってやろうと計画して、総勢二百人からの乱波の徒党の内に紛れ込んだ所までは巧妙で上出来だったが、乱波集団内に紛れ込んだ外部の者を探知し、識別するための「立すぐり・居すぐり」と呼ばれる一風変わった風摩一党独自の集団内潜入者選別方法によって篩い分けられ、それを全く心得なかったがために、むぎむぎと十人共皆討ち死して果ててしまった、という際立って特徴的な挿話の方こそ、正しくその尤なるものであるとすべきであろう。

しかし、「立すぐり・居すぐり」と呼ばれているこの特異な集団内潜入者選別方法は、実の所は、風摩一党の創案になる独自の方法ではなかった。「立すぐり・居すぐり」による集団内潜入者選別方法を利用した実例は、少なくとも、風摩一党が活躍した天正年間から約200年前の『太平記』の時代にまでは遡り得るのである。南北朝時代には、悪党が、夜討・強盗の帰途に、外部の敵が自集団内に紛れ込んでいるのを識別するための方法として、集合時の「立すぐり・居すぐり」の方法を利用していた。この方法は、至って単純ではあるが、効果的な敵味方識別方法だったようである。『太平記』卷第三十四「平石の城軍の事付けたり和田夜討の事」は、延文三年（一三五八）末の足利義詮の將軍就任を機に、足利幕府軍が南朝方に対し大攻勢をかける中で、延文五年（一三六〇）閏四月から五月にかけて行なわれた足利幕府軍による南朝方の和田・楠氏の拠点、赤坂城に対する攻略戦の様子を物語っているが、その中に次のような記述部分があり、頗る注意を惹く所がある。（引用は、新潮日本古典集成『太平記・五』（新潮社）に拠ったが、種々変更を加えた。）

(前略)

ここに結城が若党に、物部次郎郡司とて、世にすぐれたる兵四人あり。かねてより、敵もし夜討に入りたらば、われ等四人は敵の引き返さんずるに紛れて、赤坂の城へ入り、和田・楠に打ち違へて死ぬるか、しからずは城に火を懸けて焼き落すかと約束したりけるが、少しも違はず、引いて帰る敵に紛れて、四人ともに赤坂の城へぞ入りたりける。それ夜討・強盗をして帰る時、立ちすぐり・ゐすぐりといふ事あり。これは約束の声を出だして、諸人同時にさつと立ち、さつとゐ、かくて敵の紛れゐたるをえり出ださんための謀なり。和田が兵赤坂の城に帰つて後、四方より続松を出だし、くだんの立ちすぐり・ゐすぐりをしけるに、紛れ入れる四人の兵ども、あへてかやうの事に馴れぬ者どもなりければ、紛れ無くえり出だされて、大勢の中に取り籠められ、四人共に討死して、名を留めけるこそ哀れなれ。天下一の剛の者とは、これをぞまことにいふべきと、褒めぬ人こそ無かりけれ。

(後略)⁽¹⁷⁾

この『太平記』巻第三十四「平石の城軍の事付けたり和田夜討の事」の末尾の部分の叙述を一読すれば、『北条五代記』所収の「関東の乱波智略の事」の中に出て来る乱波集団風摩一党の真骨頂とされる智略の程を最も特徴的・具体的に示すと思われた「立すぐり・居すぐり」の挿話は、実は、200年程前にできた『太平記』の中の、「立ちすぐり・ゐすぐり」による潜入者選別方法の利用の挿話に非常に酷似していることがよく分かる。両者は、同工異曲どころでなく、気味が悪くなる位酷似しているが、取り分け、『北条五代記』に出ている「立すぐり・居すぐり」のやり方を具体的に記した「然ば、夜討強盗して帰る時、立すぐり・居すぐりといふ事あり。明松をともし、約束の声を出し、諸人同時にぎつと立、颯と居る。是は敵まぎれ入たるをえり出ださんための謀なり。」との説明部分は、『太平記』に出ている「立ちすぐり・ゐすぐり」のやり方を具体的に記した「それ夜討・強盗をして帰る時、立ちすぐり・ゐすぐりといふ事あり。これは約束の声を出だして、諸人同時にさつと立ち、さつとゐ、かくて敵の紛れゐたるをえり出ださんための謀なり。」との説明部分と寸分も違わないと言ってよい。ここまで気味が悪い位に両者の記述が酷似している所から推測すると、「関東の乱波智略の事」の中の、風摩一党の真骨頂である智略の程を最もよく特徴的・具体的に表わしていると思われた「立すぐり・居すぐり」の挿話は、恐らくは、『北条五代記』の著者である三浦浄心が、上掲『太平記』巻第三十四「平石の城軍の事付けたり和田夜討の事」の記事の末尾部分の記述を下敷きにして、そこに記されている「立ちすぐり・ゐすぐり」の挿話をそのまま翻案して作為しただけの捏造記事に過ぎないと考えべきことになる。そうすると、「関東の乱波智略の事」の記事全体の真実性までが一挙に疑わしくなり、取り分け、風摩一党なる乱波集団の実在性などは、多分に疑わしくなつて来て、実は、三浦浄心と名乗る一人の人物によって作為され、描出された架空の乱波集

団に過ぎなかったという結論に導かれてしまう恐れが出て来る。前述したように、風摩一党の首領とされている風摩本人にしてからが、身長は7尺2寸あり、目は逆様に裂け、口から牙が4本生え出ている、福祿寿に似た異様に鉢の張った頭の持ち主だったなどと、かなり人間離れのした誇張された身体描写をされていて、今一つ現実味に乏しいことや、風摩の仲間とされている四盗の描写が余りにも類型的な紋切り型で、やはり今一つ存在感が希薄であることなども手伝って、この疑惑を一層募らせる結果になっているように思う。

しかし、それとは別の見方も成り立つ余地がないことはない。つまり、「立すぐり・居すぐり」と「立ちすぐり・ゐすぐり」と、この両者の不気味な程の酷似は、実は、少しも不思議なことではなく、単に、夜討・強盗をこととする和田・楠党のような南北朝期の代表的な悪党集団が、その当時から培っていた自集団内への侵入を図る外敵の識別方法である「立ちすぐり・ゐすぐり」の方法を、戦国期にまで遺し伝えた結果に過ぎず、戦国期に実在した代表的な乱波集団の一つである風摩一党が、自集団の存続を図る必要上、古くから伝わる集団内潜入者識別方法を自ずと会得し、この遺風にそのまま倣って、風摩一党として精々能う限り、自集団内への潜入者の識別のために活用していただけの話、という当然推測される歴史的事情を証拠立てている可能性も考えられるのである。博覧強記の著者三浦浄心は、風摩一党が現に得意技としていた「立すぐり・居すぐり」による敵味方識別方法を説明するのに、『太平記』巻第三十四「平石の城軍の事付けたり和田夜討の事」に出ている古い昔の「立ちすぐり・ゐすぐり」の挿話をそのまま取って来て、それを換骨奪胎して再話する以上に、何か他のもっと適当な描写方法・表現方法を思い付けなかつただけの話かもしれない。もしも、真相はそのような所だったと認めるとすれば、戦国末期に関東に名を馳せた実在の乱波集団——風摩一党——の智略の程を端的に示すと思われた「立すぐり・居すぐり」による敵味方識別方法にしても、本当は、風摩一党独自の智略の程を示す証拠などでは全然なかつたことになろうし、戦国期における関東の乱波の雄である風摩一党の智略には、その実、新しい独自性と呼べるような独自性などは、全然伴ってはいなかつたことになろう。

そうすると、結局、風摩一党は、『太平記』巻第三十四「平石の城軍の事付けたり和田夜討の事」の記事の中の特色ある挿話に触発され、そこから啓示を得た三浦浄心が作為し、真しやかに描出して見せただけの全く架空・虚構の乱波集団に過ぎなかつたのか、それとも、風摩一党は、確かに戦国末期の関東に実在することは実在していたが、少なくとも南北朝時代以来古くから培われ、伝わって来た古風な悪党の智略をほぼそのまま踏襲するだけの、独自の智略らしい智略も、新味らしい新味も、およそ全く持ち合わせていない旧態依然たる悪党集団に過ぎなかつたのか、その2つの可能性の内のどちらか、とすることになろう。勿論、その他の可能性が考えられないわけではないが、最もありそうに思える主な可能性だけを挙げるとすれば、これらの2つの可能性に絞られて来るのではないか。し

かし、たとえ自集団内に潜入した外敵の識別に利用していた方法が共通し、著しく酷似していたからと言って、それだけで、直ちに、時間的に先行した集団（和田・楠党）は実在していたが、時間的に後行した集団（風摩一党）の方は実在しなかったと確定できる、などといった無茶な結論を導き出すのは極めて困難であろう。そのような論理は、飛躍が過ぎて、些か以て暴論に似ており、およそ成り立ち難いから、筆者個人は、これを採らない。そこで、筆者の立場からすれば、風摩一党は、一応恐らく実在の集団であったと推定できる。残念ながら、現時点で、筆者は、風摩一党の実在・非実在を確実に判定するに足るだけの証拠資料を何一つ持ち合わせていない。そこで、小稿では、多分に不確かさを残してはいるものの、風摩一党は、戦国末期の関東に実在した乱波集団の一つであるとの推定に立脚して議論を進めざるを得なかった。結局の所、実在の風摩一党は、「もし、それが本当に実在していたとすれば、」と馬鹿気たような条件を付さねばならないことを甚だ遺憾とするが、確かに、戦国大名後北条氏に召し抱えられ、その扶持を受けており、後北条氏の走狗となり、その先兵となって、夜間奇襲攻撃や破壊工作といった日の当たらぬ困難な嫌われ仕事に実績を積み重ねていたことは否定できないが、かと言って、戦国期に新時代を画したり、時代の先端を行く新興階層に成り上がることも絶えてなく、後世から振り返って見れば、「一種の賤人なり」と極め付けられ、蔑まれるような最下等の存在であったに過ぎず、古風な在来型の悪党集団の域を超えない存在に留まっていたことが分かる。これが、本節での検討の結果導かれた結論であるが、筆者が、時代錯誤との譏りを顧みず、敢えて風摩一党を悪党集団と性格規定する所以は、主としてここにある。

V 終わりに

以上数節に亙り、贅言を費やして、不確実な憶測や可能性に留まる推測ばかりを並べ、蕪雑な推考を重ねて来たが、畢竟する所、小稿での筆者の議論の全ては、<風摩一党を悪党集団として捉えるべきだ>と主張するための贅言に過ぎなかったと言える。小稿での議論の大部分を筆者自身贅言以外の何物でもないとする理由は、抑も、『北条五代記』所収「関東の乱波智略の事」の記事の中で、風摩一党を「二百人の悪盗」と呼び換えて書き記してあるという事実と、室町時代後期当時の代表的な辞典とされる『節用集』（小稿では、早大本及び弘治二年本に拠っている）の「悪党」の項において、「或作悪盗」とだけ記されている至って簡単明瞭な説明とを見比べて見るだけで、風摩一党が悪党集団に他ならない存在であったことは、殆ど自明のこととして、恐らく、何人にも、了解され得るに違いないと考えられるからである。それ故、小稿での筆者の主張には、何程の目新しさもないと認めざるを得ないが、実を言えば、小稿での筆者の主張の眼目は、本文中では強調しなかったが、もう一つ別の単純にして明白な論拠を持っていたのである。贅言ついでに、最後に、

その点を指摘して、小稿を閉じようと思う。「関東の乱波智略の事」の記事をもう一度読み返して見れば、二百人もの乱波集団である風摩一党⁽¹⁸⁾が北条氏直に丸抱えにして扶持されていたのは、詮ずる所、後北条氏の領国の境目まで進出して来た武田氏などの敵戦国大名軍の先鋒部隊が構えた陣地に対し、夜間奇襲攻撃の「夜討」を敢行して、敵軍に打撃を与えるための傭兵特殊部隊としてであったことが分かる。しかも、この記事では、後北条氏の傭兵特殊部隊——風摩一党——による敵陣の夜討の際には、必ず「分捕」・「乱捕」と呼ばれるような略奪行為を伴っていたことが活写されている。一方、略奪行為と言え、夜討に限らず、中世に大流行していた山賊・海賊・強盗などは、全て皆略奪行為を本質とする甚だしく凶悪な犯罪的行為である。我が国の中世において、こうした暴虐を極めた略奪行為を本領としていた存在が、取りも直さず、悪党と呼ばれる存在であったと考えられる所からすれば、後北条氏から「略奪の功者」とも言うべき一種の不名誉な特殊技能を買われて扶持されていた風摩一党が、正しく悪党と呼ばれるに相応しく、實質上も、悪党に他ならない存在であったことは、この点だけから考えて見ても、殆ど疑いを容れる余地のない程に明白なことでありと結論できるのである。

注

- (1) 萩原龍夫校注『[第二期戦国史料叢書1] 北条史料集』(人物往来社)、1966・3・15、397～400頁。「かざま」の読み方に関する注記は、同書401頁参照。
- (2) 矢代和夫・大津雄一『[日本合戦騒動叢書13] 北条五代記』(勉誠出版)、1999・5・20、236～240頁。
- (3) 杉本つとむ編著『早大本・節用集——本文・研究・索引——』(雄山閣出版)、1975・7・25、209頁及び古辭書叢刊刊行會編『[原裝影印版・古辭書叢刊] 室町末期寫・節用集・弘治二年本』(雄松堂書店)の「悪党」の項。早大本『節用集』の成立時期は、定かではないが、一応の所、「書写年代とは別に成立はほぼ室町時代の後期の作と推定」されている。『早大本・節用集——本文・研究・索引——』311頁の解説参照。一方、弘治二年本『節用集』の方は、解説(川瀬一馬執筆)の表題名に出ているように、室町末期の書写である。
- (4) 「夜討・強盗・山賊・海賊」は、古く、鎌倉幕府が制定した武家の基本法典である「御成敗式目」第三条の中に、所謂大犯三箇条の付けたり規定として現われて以後、中世を通じて、悪党を呼び換える場合の最も一般的な定型的表現形式として用いられてきた。拙稿「鎌倉幕府法令から眺めた「悪党」並びに鎌倉幕府の「悪党」検断に関する諸問題」(『法制史研究』43号、1993年)等を参照されたい。
- (5) 萩原龍夫校注『[第二期戦国史料叢書1] 北条史料集』(人物往来社)、1966・3・15、380・381頁。

- (6) 矢代和夫・大津雄一『[日本合戦騒動叢書 13] 北条五代記』(勉誠出版)、1999・5・20、155・156頁。
- (7) 萩原龍夫校注『[第二期戦国史料叢書 1] 北条史料集』(人物往来社)、1966・3・15、395頁。
- (8) 矢代和夫・大津雄一『[日本合戦騒動叢書 13] 北条五代記』(勉誠出版)、1999・5・20、209頁。
- (9) 故実叢書編集部編『[新訂増補故実叢書第二十五回] 武家名目抄・第二』(明治図書出版・吉川弘文館)、1955・12・1、166頁。
- (10) 故実叢書編集部編『[新訂増補故実叢書第二十五回] 武家名目抄・第二』(明治図書出版・吉川弘文館)、1955・12・1、174・175頁。
- (11) 佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編『中世法制史料集・第三巻』(岩波書店)、1965・8・4、233頁。殆ど違いはないが、小稿では、現行の漢字及び仮名を使用した。
- (12) 金谷治訳注『孫子』(岩波文庫)、1963・9・16、146～148頁。
- (13) 故実叢書編集部編『[新訂増補故実叢書第二十五回] 武家名目抄・第二』(明治図書出版・吉川弘文館)、1955・12・1、176・177頁。
- (14) 故実叢書編集部編『[新訂増補故実叢書第二十五回] 武家名目抄・第二』(明治図書出版・吉川弘文館)、1955・12・1、175・176頁。小稿では、『甲陽軍鑑』及びその末書以外の典拠の記事は、省略した。
- (15) 橋本朝生・土井洋一校注『[新日本古典文学大系 58] 狂言記』(岩波書店)、1996・11・20、330～332頁。ただし、挿絵は、省略した。本曲は、内容的には、寧ろ大蔵虎明本『狂言集』中の「きん藤左衛門」の方によく似ていると思う。本曲の主人公である山立の名前も、本人の名乗りから判断すれば、金藤左衛門である。なお、初期の狂言台本としては、他に、『天正狂言本』を逸することはできまいが、『天正狂言本』所収の狂言台本の中で、「女山立」に相当する曲が、「竹松」である。しかし、「竹松」は、梗概程度のごく簡単な曲に過ぎず、内容的に見ても、「女山立」と余り似通った所のない曲である。「竹松」は、極端に短い曲なので、参考用に、全文を引用しておくが、内山弘編著『[笠間索引叢刊 114] 天正狂言本——本文・総索引・研究——』(笠間書院)、1998・2・20、81・82頁に拠ることとし、字体・体裁等に種々の変更を加え、文の区切りに斜線を入れた。
- 竹松／一 大明出て竹松とゆふ女をよひいたす／神事のとうか当た程にとてのふの
たふくかりにやる／おちの所よりかりて来る／原中にておツかけにとらるゝ／ぬす
人木かけをとつて見る／女しのひ〜にねりよる／長刀とりてつゝみのをにてくひ
を引しめ引入る／とめ
- (16) 橋本朝生・土井洋一校注『[新日本古典文学大系 58] 狂言記』(岩波書店)、1996・11・

20、616頁に、「どうやら狂言記の元となった台本は、京都や奈良にいた群小狂言役者たちのものであったとしか言えないようである。」との指摘があるのを参照。

- (17) 山下宏明校注『[新潮日本古典集成(第七八回)] 太平記・五』(新潮社)、1988・4・25、181・182頁。
- (18) 小稿では、風摩一党の人数総勢「二百人」を殊更に強調したが、悪党集団の人数としては、実は、それ程大きな数ではなく、風摩一党は、決して史上最大規模の盗賊(悪党)集団ではなかったと考えられる。時代も、場所も、共に全く異なっている事例なので、単純に比較することはできないが、中国では、前漢末の「白波、緑林の賊」や、唐末の「黄巢の乱」、『水滸伝』によって取り分け著名な宋代の「梁山泊の賊」その他の賊徒の集団は、実に数十万人規模に及ぶ叛徒の大集団であったとされている。こうした中国の例は、別格に置くとしても、古代ローマのアレクサンデル・セウェルス帝の治世(在位二二二―二三五年)の末期に、イタリア全土を荒らし回ったフェリクス・ブッラという名の山賊が率いた配下の盗賊団は、総勢六百人もいたと言われている。塚田孝雄『ギリシア・ローマ盗賊綺譚』(中央公論新社)、2000・3・10、9頁、259頁参照。